

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十二号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。以下この項、第百十九条第二項及び第二百六十三条第二項において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所開始時健診、定期健診
又は臨時健診

第一百九条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所開始時健診、定期健診
又は臨時健診

第一百六十三条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所開始時健診、定期健診
又は臨時健診

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所開始時健診、定期健診 又は臨時健診
入所時健診、定期健診 又は臨時健診	通所開始時健診、定期健診 又は臨時健診